

## ④よくある質問と回答



令和6年度  
練馬区保育利用のご案内



この動画では、保育園等のお申込みに際し、よくある質問と回答を紹介いたします。

## 目次

◆ Q1. 育児休業取得中における申込みについて

◆ Q2. きょうだい申込みについて

◆ Q3. 申請内容を変更する場合について



はじめに、育児休業取得中における申込みについて、  
次に、きょうだい申込みについて  
最後に、申請内容を変更する場合について紹介いたします。

## ◆ Q1. 育児休業取得中における申込みについて

Q：現在、育児休業取得中です。『復職に関する申立書』の記載方法および指数の算定方法について教えてください。

A：①「利用希望月」までに復職をする場合 と、  
②「復職希望月」までは復職を希望しない場合 で、  
『復職に関する申立書』の記載方法および指数の算定方法が異なります。



現在、育児休業取得中です。『復職に関する申立書』を提出する必要があると思いますが、その記載方法を教えてください。

また、指数はどのように算定されるのか教えてください。

▲①「利用希望月」までに復職をする場合と、②「復職希望月」までは復職を希望しない場合とで、

『復職に関する申立書』の記載方法および指数の算定方法が異なります。

# ①「利用希望月」までに復職をする場合

第4号様式（第3条関係）

## 復職に関する申立書

記入欄	
復職希望月	
令和 6 年 4 月	

※就学の方は以下「復職」を「復学」に読み替えてください。

① 産休・育児休業を取得している(取得予定の方)へ

No.	記入欄	確認済
1	<p>保育園等の申込みにおいて復職をどの程度ご希望されますか？下記の(ア)～(イ)の中から1つを選択し、下記のNo.2～3を確認後にチェックをお願いします。</p> <p>(ア)提出された要件書類で指数算定を希望し、保育所等に入学できた場合、返りも入園月中に復職する。                      (「復職希望月」に申込書①の「利用希望月」に同じ月をご記入ください) ⇒ No.2～3を確認</p> <p>(イ)「復職希望月」以降は復職を希望し、復職希望月の前月まで保育指数を父母ともに10点での利用調整を希望する。 ⇒ No.2～6を確認</p> <p>(ウ) 出産予定があり、「復職希望月」までに復職を希望せず、出席要件期間中は出席での指数算定を希望する。 ⇒ No.2～6を確認</p>	ア
2	申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します（出席要件で内定の場合は不要）。	✓
3	<p>【下記の場合、退園となる場合があります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入園月中に育児休業取得前と向き条件で復職しなかった場合(育児短時間勤務等の場合を除く。)</li> <li>元の勤務先に復職せず転職・退職した場合</li> <li>元の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、勤務日数を超過あるいは1日6時間未満の育児短時間勤務で復職した場合（『保育利用のご案内』P32参照）</li> <li>利用調整月が出席要件に該当する場合(保育の必要性が就労で認定されている方は、出席予定日の6週間前の月の初日から出席日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで)、保育指数は出席要件(24点)で算定されます。申込み時に申し出がなく、内定(入園を含む)後に妊娠(出産)が判明した場合、内定取消しまたは退園になることがあります。出席要件で内定した場合、内定月中の復職は不要となります。</li> </ul>	✓

復職希望月 = 利用希望月  
 または  
 復職希望月 < 利用希望月

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①

利用希望月	令和 6 年 4 月 1日から
-------	-----------------

希望する保育園等(一選)	希望する保育園等(二選)	希望する保育園等(三選)	希望する保育園等(四選)	希望する保育園等(五選)	希望する保育園等(六選)	希望する保育園等(七選)	希望する保育園等(八選)	希望する保育園等(九選)	希望する保育園等(十選)	希望する保育園等(十一選)	希望する保育園等(十二選)	希望する保育園等(十三選)	希望する保育園等(十四選)	希望する保育園等(十五選)	希望する保育園等(十六選)	希望する保育園等(十七選)	希望する保育園等(十八選)	希望する保育園等(十九選)	希望する保育園等(二十選)
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

- No. 1 に「ア」を入力
- No. 2・3 に「✓」
- 署名
- 内定した場合は、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を提出

指数を就労証明書の内容で算定

①利用希望月までに復職をする場合は、

『復職に関する申立書』の▲「復職希望月」と申込書①の▲「利用希望月」が一緒になるか、

『復職に関する申立書』の「復職希望月」が申込書①の「利用希望月」より前の月になります。

また、NO.1は「ア」を選択し、No.2、3の内容を確認の上、チェックを入れ、

▲最後に署名欄に署名をしてください。

この場合、指数は就労証明書の内容で算定されます。

育児休業中は、就労証明書の契約内容の就労日数および時間で指数を算定します。

また、申込児童が保育園等に内定した場合は、入園月の末日までに復職をし、『復職証明書』を復職後14日以内にご提出ください。

## ②「復職希望月」までは復職を希望しない場合

第4号様式（第3条関係）

**復職に関する申立書**

※就学の方は以下「復職」を「復学」に読み替えてください。復職しない月もご記入ください。

① 産休・育児休業を取得している(取得予定の方)方

No.	内容	記入欄
1	保育園等の申込みにおいて産後どの程度ご希望されますか？下記の(ア)～(イ)の中から1つを選択し、下記のNo.2～3を確認後にチェックをお願いします。 (ア)提出された要件書類で指数算定を希望し、保育所等に入室できた場合、速くも入園月中に復職する。 (イ)「復職希望月」に申込書①の「利用希望月」比同月を記入ください。⇒ No.2～3を確認 (イ)「復職希望月」以降は復職を希望し、復職希望月の前月まで保育指数を父母ともに10点での利用調整を希望する。⇒ No.2～6を確認 (ウ) 出産予定が、(復職希望月)までは復職を希望せず、出産要件期間中は出産での指数算定を希望する。⇒ No.2～6を確認	記入欄 <b>イ</b>
2	申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、「復職証明書」を復職後14日以内に提出します（出席要件で内定の場合は不要）。	確認済 <b>✓</b>
3	【下記の場合、適用となる場合があります。】 ・入園月中に育児休業取得前と同じ条件で復職しなかった場合(育児短期時間勤務等の場合を除く。) ・元の勤務先に復職せず転職、退職した場合 ・正勤の勤務時間未満で指数を算定された方が、勤務日数を超過あるいは1日6時間未満の育児短期時間勤務で復職した場合（保育利用申込書内P32参照） ・利用調整月が出席要件に該当する場合(保育の必要性が就労で認定されている方は、出席予定日の6週間前の月の初日から出席日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで)、保育指数は出席要件(24条)で算定されます。申込み時に申し出がなく、内定(入園を含む)した後に妊娠(出産)が判明した場合、内定取消しまたは適用となる場合があります。出席要件で内定した場合、内定月中の復職は不要となります。	確認済 <b>✓</b>
4	No.1で(イ、ウ)を選択された方は下記のNo.4～6を確認後にチェックをお願いします。 上記No.1(イ、ウ)を選択した場合、「就労証明書」等の保育を必要とする証明書提出の有無に関わらず、利用調整月が復職希望月より前である場合は保育指数を10点とし、加算の調整指数は適用しません。ただし、ウを選択した場合、出席要件期間中は提出された要件書類で指数算定を行い、加算の調整指数は適用します。	確認済 <b>✓</b>
5	利用調整は、指数の高い児童が優先に内定をします。保育指数10点を選んだ場合でも、希望保育園の申込み状況によっては内定となる場合があります。内定した場合は、入園月の末日までに復職が必要となります。	確認済 <b>✓</b>
6	※保育指数的に教育委員会教育長 宛て 保育指数的利用申込みに応じ、保護者委員会同意の上で申し立てます。 なお、上記1のNo.3または2のNo.2に該当した場合は、適用することにはなりません。	確認済 <b>✓</b>

令和 6 年 4 月

**復職希望月 > 利用希望月**

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①

利用希望月 令和 6 年 1 月 1日から

希望する保育園等	1	2	3	4	保育指数	調整指数	住所
1	3-F (- ) □区外指	8	3-F (- ) □区外指				
2	3-F (- ) □区外指	9	3-F (- ) □区外指				
3	3-F (- ) □区外指	10	3-F (- ) □区外指				
4	3-F (- ) □区外指	11	3-F (- ) □区外指				

※記入欄に記入する保育指数は算定されます。記入対象年齢に該当しない月は当該園は利用調整対象外となります。

・ No. 1 に「イ」を入力

・ No. 2 ～ No. 6 に「✓」

・ 署名

指数を10点で算定

②復職希望月までは復職を希望しない場合は、

『復職に関する申立書』の▲「復職希望月」が申込書①の▲「利用希望月」より後の月になります。

また、NO.1は「イ」を選択し、No.2～No.6の内容を確認の上、チェックを入れ、

▲最後に署名欄に署名をしてください。

この場合、復職を希望する月に到達するまでは、保護者ともに保育指数を10点とし、低い指数で算定します。

画面のように申請した場合は、1月・2月の申請は保護者ともに10点で算定します。

4月の申請からは保護者の要件書類をもとに、指数を算定します。

これは、利用希望月に復職を希望しておらず、保育の必要性が低いためです。

## Q2. きょうだい申込みについて

**Q:** きょうだい2人を同時に申込みたい場合、申込書は2枚提出するのでしょうか。また、きょうだいで申込みすることで、選考が優先されるのでしょうか。

**A:** きょうだい2人を同時に申込み場合、申込書は必ずしも2枚提出していただく必要はありません。1枚の申込書に希望園等をご記入いただけます。

希望する保育園等にきょうだいがいる場合や、どこにも在園していない児童を2名以上申し込む場合は加点となる可能性があり、また、利用調整で同一指数世帯があった場合に優先されます。（保育利用のご案内P48「同一指数世帯の優先事項」⑥⑦）



きょうだい2人を同時に申込みたい場合、申込書は2枚提出するのでしょうか。

また、きょうだいで申込みすることで選考が優先されるのでしょうか。

▲きょうだい2人を同時に申し込む場合、申込書は必ずしも2枚提出いただく必要はありません。

希望園の順位がきょうだいですべて同じの場合等、1枚の申込書を提出いただければ足ります。

また、希望する保育園等にきょうだいがいる場合や、どこにも在園していない児童を2名以上申し込んだ場合は加点となる可能性があり、また、利用調整で同一指数世帯があった場合に優先されます。

第1号様式（第2条、第10条関係）  
**教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書**  
 練馬区教育委員会教育長宛て

令和 年 月 日

① 家庭状況・希望保育園等

保育の必要性の認定および保育園等の利用について、つきのお申請および申込みを行います。  
 この申込みによる保育の実施および保育料の決定のために必要とする、区が保有する個人情報を利用いたします。  
 また、前記個人情報および保育料に関する情報を保育園長等に対して提供することおよび情報提供ネットワークシステムを利用して、他の自治体へ情報照会し、事務手続きが行われることに同意します。

保護者氏名

住所 練馬区

有期予定日： 年 月 日

住所：

令和4年（2022年）1月1日時点の住民登録地 (父)  練馬区内  練馬区外（自治体名）  
 (母)  練馬区内  練馬区外（自治体名）

電話 第1連絡先 父・母・自宅・その他( )  
 ( )


令和5年（2023年）1月1日時点の住民登録地 (父)  練馬区内  練馬区外（自治体名）  
 (母)  練馬区内  練馬区外（自治体名）

電話番号 第2連絡先 父・母・自宅・その他( )  
 ( )

希望する保育園等（第13希望まで）

希望する保育園等	1	コード ( - ) □区外園	8	コード ( - ) □区外園
	2	コード ( - ) □区外園	9	コード ( - ) □区外園
	3	コード ( - ) □区外園	10	コード ( - ) □区外園
	4	コード ( - ) □区外園	11	コード ( - ) □区外園
	5	コード ( - ) □区外園	12	コード ( - ) □区外園
	6	コード ( - ) □区外園	13	コード ( - ) □区外園
	7	コード ( - ) □区外園		

希望順位での優先はありません。複数の園で内定圏内に入った場合、その中で最上位圏に該当する園が優先となります。保育園の希望順位は遠い順番にご記入ください。  
 園ごとに受入対象年齢が異なります。受入対象年齢に該当しない月は当該園は利用できません。

記入例はこちら→ 

(保育課使用欄)

管	希	健	延	住	記
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

取受印（保育課使用欄）

※区立保育園の延長保育を希望する場合は、「区立保育園 延長保育申込書」もあわせてご提出ください。

きょうだいで希望園・希望順位が異なる場合  
 → きょうだいごとに申込書①を用意・記入

申請する児童全員にチェックを入れる

申込書①の「家族状況」欄について、▲申込児童全員の番号にチェックを入れてください。  
 ▲「希望する保育園等」欄について、希望園や希望順位がきょうだいで同じ場合は、申込書1枚に記入してください。  
 異なる場合は、きょうだいごとに申込書①をご用意いただき、「希望する保育園等」欄にそれぞれご記入ください。

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』③児童の状況 No.2

きょうだいで申込みをされる方へ

きょうだいで申込みをされる方は、下記の組合せのご希望についてチェックしてください。チェックの内容により、利用調整上、有利または不利になることはありません。ただし、チェックしたご希望の条件を満たさない限り、内定にはなりません。

①きょうだいの組合せについて（必ずご記入ください。） ※「同時期」とは、内定発表時のことを指します。例：4月1日

- 同時期に同じ保育園等に入れなければ、入園しない（同時期・同園希望）
- 別々の保育園等でもよいが、同時期でないと入園しない（同時期希望）
- ひとりでも入園できれば入園する

- 入園できる児童から入園する
- 入園優先児童以外が決まったときは入園しない（優先児童名： ）

②きょうだいで同時期に入園できる場合

- 上位希望園で別園になるよりも、下位希望園で同園を希望する
- 希望順位を優先し、別園でも希望する

③入園できなかったきょうだいの以後の利用調整について

- 入園できなかった児童は、きょうだいと同じ園のみ空き待ちする（同園希望）
- 入園できなかった児童は、別園でもよいので空き待ちする

※ 申込み後にきょうだい組合せを変更したい場合は『保育園等利用申込内容変更届』の「4 きょうだいの組合せ変更」の欄をご記入いただき、各月の締切日までにご提出ください。

※「ひとりでも入園できれば入園する」

を選択した場合

ひとりが入園、もうひとりが入園できなかった場合でも、復職が必要

申込書③の「児童の状況」No.2の▲「きょうだいで申込みをされる方へ」に必ずチェックをしてください。

なお、チェックしたご希望の条件を満たさない限り、内定にはなりませんのでご注意ください。

また、▲「ひとりでも入園できれば入園する」を選択した場合、きょうだいのうち、ひとりが入園、もうひとりが入園できなかった場合でも、入園月中に▲復職が必要となります。



### Q3. 申請内容を変更する場合について

Q: 申請後、住所や勤務状況が変わった場合や希望園を変更したい場合は、どのような手続きを行う必要がありますか？

A: ・『保育園等利用申込内容変更届』を希望月の締切日までにご提出ください。

・住所を変更する場合は、住民票の異動手続きを別途行ってください。

・転職、契約内容の変更、勤務先追加の場合は、新たな『就労証明書』や前職の離職日がわかる書類をご提出ください。

・希望園を変更する場合は、追加したい園だけでなく、希望する全ての園をご記入ください。



申請後、住所や勤務状況が変わった場合や希望園を変更したい場合は、どのような手続きを行う必要がありますか？

▲『保育園等利用申込内容変更届』を希望月の締切日までにご提出ください。

住所を変更する場合は、住民票の異動手続きを別途行ってください。

転職、契約内容の変更、勤務先追加の場合は、新たな『就労証明書』や前職の離職日がわかる書類をご提出ください。

なお、希望園を変更する場合は、追加したい園だけでなく、希望する全ての園をご記入ください。

以上で、よくある質問と回答の紹介を終わります。